

小規模事業者への賃料支援について 【津久見市小規模事業者等賃料支援補助金】

新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が一定以上減少した市内の小規模事業者の方を対象に、事業用の建物・土地の賃料および車両等のリース料を補助します。

【補助額】 1か月の賃料の1/3(上限2万円)の6か月分

【対象経費】 申告時に事業経費に計上している賃料等(店舗家賃・地代、リース料など)

【補助要件】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から7月までのうち任意のひと月の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。前年同月との比較ができない場合は、令和2年2月から7月までのうち任意のひと月の売上高がその月を含む3か月間の平均売上高と比較して20%以上減少していること。

【申請方法】 申請書類を下記提出先に提出。

※その他に業種等の要件がありますので、詳細については津久見市HPをご確認いただくか、下記お問い合わせ先までご確認ください。

新型コロナウイルス感染対策への補助について 【津久見市新型コロナウイルス感染対策支援事業補助金】

市内の店舗等において、新型コロナウイルス感染対策を実施した事業者を対象に、感染対策にかかる経費の一部を補助します。

【補助額】 補助対象経費の2/3(上限10万円)

【対象経費】 新型コロナウイルス感染対策にかかる以下の経費

- ・ 店舗等改修経費(換気設備の設置や改修、扉改修、窓設置など)
- ・ 備品購入費(飛沫防止パネル、自動手洗除菌装置など)
- ・ 原材料費(パネルなどを製作するための材料費など)
- ・ 広報宣伝費(対策を講じた旨を広報するものに限り)
- ・ その他(キャッシュレス決済、Wi-Fi設備初期費用など)

【申請方法】 申請書類を下記提出先に提出。

※令和2年4月1日以降に既に実施したものについても対象となります。その他に対象要件がありますので、詳細については津久見市HPをご確認いただくか、下記お問い合わせ先までご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

TEL:0972-82-9542 FAX:0972-82-9520